

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成21年9月16日

提出者

1番 やすえ 清 治

14番 深 田 貴美子

3番 橋 本 しげき

9番 近 藤 和 義

12番 落 合 勝 利

19番 寺 山 光一郎

24番 露 木 正 司

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司 殿

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の存置」を  
求める意見書

平成 21 年 4 月 20 日、東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が、立川市緑町にある約 1 万 5,000 平方メートルの敷地に地下 1 階地上 8 階建ての新庁舎に移転されました。新庁舎は、これまでの八王子支部庁舎から倍増して横浜地方裁判所本庁に匹敵する規模となり、また裁判員裁判の開始などにより裁判官・書記官ほか職員の人的充実も図られることが期待されています。立川市に物的人的にも拡充される裁判所が設置されるのは、多摩地域住民の司法アクセスの点からも望ましいことであり、地域へのいっそう充実した司法サービスを期待します。

東京多摩地域は、戦後人口の急増により 30 自治体、407 万人の人口を抱えており、人口数で福岡県に次ぎ全国 10 番目であります。また、生活地域であることから、地方裁判所八王子支部・家庭裁判所八王子支部の取り扱い事件数は全国屈指であり、裁判官・検察官・弁護士不足が指摘されています。しかし、現在の裁判所支部は、行政事件・簡裁控訴事件が取り扱えず、また、地域の声を反映する地裁・家裁委員会も設置されていないなど、「支部」であるがゆえの不便、不利益を多摩地域住民は負っています。

市民のための司法改革が進む中、多摩地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることは、住民代表の集う議会の責務でもあります。

以上のことから、武蔵野市議会は貴職に対し下記事項について要望いたします。

記

- 1 多摩地域に、人口数・取扱事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を早期に設置すること。当面、立川市に移転する裁判所支部を大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有するものとする。
- 2 多摩地域には当然複数の裁判所支部があつてしかるべきであり、当面八王子・町田など南多摩地域を中心とする、多くの地域住民に利用されてきた裁判所八王子支部（現在の 3 分の 1 程度の規模）を存置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 21 年 9 月 日

武蔵野市議会議長 島 崎 義 司

衆議院議長  
参議院議長  
法務大臣

} あて